

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

| | |
|----------|------------------|
| 所 管 部 署 | 農政課 |
| 適用日（掲載日） | 平成 27 年 6 月 11 日 |

< 処分の概要 >

| | |
|---------|-----------------------------------|
| 許認可等の名称 | 利用等の承認 |
| 処 分 権 者 | 指定管理者 |
| 根 拠 規 定 | 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項 |

< 審査基準 / 標準処理期間 >

| | |
|-------------|---|
| 基 準 規 定 | 美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例第 10 条第 1 項、第 11 条 |
| 審 査 基 準 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 ○美郷町堆肥センターの設置及び管理に関する条例 （利用の承認） 第 10 条 センターを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。承認を受けた事項を変更しようとする場合も同様とする。 2 略 （利用の不承認） 第 11 条 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、利用承認を与えないものとする。 （1） 施設の秩序を乱し、又は良好な処理を害するおそれがあるとき。 （2） 当該施設等に損害を与えるおそれがあるとき。 （3） その他施設の管理上支障があるとき。 |
| | |
| 参 考 資 料 | |
| 標 準 処 理 期 間 | <input checked="" type="checkbox"/> 設定 <input type="checkbox"/> 未設定 |
| | 1 日 |
| 備 考 | 指定管理者が基準の設定主体 |
| 設 定 日 | 平成 27 年 10 月 31 日 |